

横浜環状南線
環境影響照査業務

特記仕様書（案）

令和8年9月

東日本高速道路株式会社
関東支社 横浜工事事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 横浜環状南線 環境影響照査業務

1-1-2 路線名 横浜環状南線

1-1-3 履行箇所 自) 横浜市金沢区釜利谷町
至) 横浜市栄区笠間町

1-1-4 主な履行内容

内訳書の項目	数 量	備 考
大気質予測 トンネル換気計算	4 ケース	
大気質予測	1 1 ケース	換気計算 2 ケースもしくは 1 ケースを使用
騒音予測	4 ケース	
振動予測	3 ケース	
低周波音予測	1 ケース	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

1-3 適用すべき諸基準

本業務の施行に当たっては、下表に示す要領及び示方書等によるものとし、これらは受注者において整備するものとする。

要領及び示方書等	出 典	発行年月
道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）	国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所	平成25年3月
道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和7年度版）	国土交通省国土技術政策総合研究所	令和7年7月
設計要領 第三集 トンネル 保全編（3）トンネル換気	東日本高速道路株式会社	令和8年7月
設計要領 第七集 第2編 トンネル換気設備	東日本高速道路株式会社	令和7年7月
道路トンネル技術基準（換気編）・同解説 平成20年改訂版	公益社団法人日本道路協会	平成20年10月

1-4 資料の貸与

受注者は、下表に示す資料を無償で借用できるものとし、完了後は、監督員に速やかに返還するものとする。なお、貸与予定日までに成果品を貸与できない場合は、別途監督員と協議するものとする。

貸与資料名	貸与予定日	備考
横浜環状南線 環境影響予測検討業務 報告書	契約締結後貸与	電子データ
横浜環状南線 騒音予測検討業務 報告書		

1-5 照査技術者及び照査の実施

受注者は、共通仕様書 1-9 に準じて照査技術者を設置し、本業務に係る照査を実施するものとする。なお、照査技術者の資格要件は共通仕様書 1-9-2 によらず、本業務で別途定める資格要件を満たすものを配置するものとする。

1-6 部分使用

共通仕様書 1-36 の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下表のとおりとする。

種別		内容	使用開始時期	使用理由
大気質予測	トンネル換気計算	1 ケース	令和 9 年 10 月末※	対外公表に使用するため
	A 1 ～ A 3	地上高さ 1.5m における NO ₂ 年平均寄与濃度及び日平均値の年間 98% 値（各 1 ケース）		
	B 1、B 2	地上高さ 1.5m における NO ₂ 年平均濃度の最大着地濃度及び着地地点（各 1 ケース）		
騒音予測 A 1 ～ A 3		昼間、夜間別の騒音レベル（各 1 ケース）		
振動予測 A 1 ～ A 3		昼間、夜間別の振動レベル（各 1 ケース）		
低周波音予測 A 1		地上高さ 1.2m における 1～80Hz の 50% 時間率音圧レベル及び 1～20Hz の G 特性 5% 時間率音圧レベル（1 ケース）		

※使用開始時期に変更が生じた場合は、別途監督員と協議する。

1-7 計画工程表

1-7-1 計画工程表の記載事項

受注者は、共通仕様書 1-14-1 に示す作業計画書の計画工程表の作成にあたっては、次の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。

受注者は、完了時期の明示にあたって、発注者または監督員が行う協議や共通仕様書 1-22 に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。また、共通仕様書 1-9-4 に定める照査計画を盛り込むこととする。

なお、作業単位の設定は、下表を標準とするが、計画工程表の提出にあたって監督員と受注者との協議のうえ、決定するものとする。

種別	工種	作業単位
大気質予測	トンネル換気計算	基本条件整理
		トンネル風量風圧計算
	A 0 ～ A 3、B 1、B 2	基本条件整理
		予測計算
騒音予測	A 0 ～ A 3	基本条件整理
		予測計算
振動予測	A 1 ～ A 3	基本条件整理
		予測計算
低周波音予測	A 1	基本条件整理
		予測計算
打合せ		

1-7-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書1-2-2「打合せ」の実施時に、計画工程表に作業の実施状況を記載し、監督員に報告するとともに、調査等打合簿（共通仕様書様式第1-4号）に添付するものとする。

なお、受注者は、前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書1-3-1-1に準じた協議のうえ、必要に応じ共通仕様書1-1-4-3に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。

1-8 打合簿の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書1-2-2「打合せ」にあたっては、打合せ前に打合せ項目を整理すると共に、打合せ終了後、速やかに調査等打合簿（共通仕様書様式第1-4号）を作成し、監督員に記載事項についての確認を得るものとする。

また、清書・押印した調査等打合簿は、打合せ後7日以内に監督員に電子メールで提出するものとする。

監督員は、提出のあった調査等打合簿を受領後7日以内に受注者に電子メールで返送するものとする。

1-9 消費税法等の一部改正に伴う取扱いについて

- (1) 請負代金額における消費税等の額については、消費税法等の一部改正に伴い適用となる税率に基づき算出するものとする。
- (2) 受注者が請求する消費税等の額は、消費税法等の一部改正に伴い適用となる税率に基づき請求すること。なお、経過措置の適用を受ける場合については、請求書等に必要な事項を記載のうえ、発注者に請求するものとする。
- (3) 履行期間の延長が調査等請負契約書第19条、第20条又は第22条の規定による場合等により、契約の目的物の引渡時期を変更して引渡が施行日以降となり消費税等の率が変わったときは、増加分の消費税等は発注者が負担するものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によって引渡が遅れたときは、増加分の消費税等は受注者が負担するものとする。

1-10 調査等打合せ簿への概略業務量の提示

- (1) 業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量（技師B 換算の人工数と期間）を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。
- (2) 提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

1-11 テクリスの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-1-2-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認

システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書 1－3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

（１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から 15 日以内

（２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から 15 日以内

（３）完了時は、完了届提出日の翌日から 15 日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が 15 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また本業務の完了後に訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1－12 履行期間

本業務は、共通仕様書 1－13「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。

また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式－1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

- ・ 余裕期間（業務着手期限）： 契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）
- ・ 全体履行期間（業務完了期限）： 契約保証取得の日の翌日から 480 日間（まで）

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の内容

本業務は、現時点での最新のデータと予測手法を用いて、横浜環状南線完成後の沿線地域における環境影響予測（大気質、騒音、振動、低周波音）を行うものである。

2-2 技術業務

2-2-1 大気質予測

大気質予測とは、「道路環境影響評価の技術手法」に掲載されている手法等を用いて、横浜環状南線沿道地域における自動車の走行に伴う二酸化窒素(NO_2)及び浮遊粒子状物質(SPM)の濃度予測を行うことをいう。

予測に必要なトンネル坑口吐出風速については、監督員が提示するトンネル換気方式、設計図面、交通量、走行速度等に基づきトンネル全体の風量風圧計算を行い算定する。

予測条件については、監督員が提示する設計図面、交通量、走行速度、気象観測データ等に基づき適切に設定し、大気拡散式を用いて地上高さ1.5mにおける年平均寄与濃度(ppm)を算出する。予測値算出にあたっては、影響要因別に整理する。また、監督員が提示するバックグラウンド濃度と合算し日平均値の年間98%を算出する。

大気質予測の区分及び内容は下表のとおりとする。

区分	単位	内 容
トンネル換気計算	ケース	本線トンネル坑口及びオフランプトンネル坑口からの吐出風速を求めるもの。なお計算ケースは、換気条件等を変化させた4ケースとする。
A0	ケース	700m四方程度の範囲を対象として、濃度平面分布図を作成するもの。煙源はJCT（既供用区間を含む）全体を平面的に配置する。
A1	ケース	トンネル坑口に挟まれた明かり部（街路2路線含む）のアセス予測位置における用地境界（両側）での濃度を求めるもの。煙源は平面的に配置する。
A2	ケース	掘割（本線部）のインターチェンジ（ランプ及び街路1路線含む）のアセス予測位置における用地境界（両側）での濃度を求めるもの。煙源は平面的に配置する。
A3	ケース	トンネル坑口から掘割、高架となる区間のアセス予測位置における用地境界（両側）での濃度を求めるもの。煙源は平面的に配置する。
B1	ケース	公田換気所を中心とした概ね2kmの範囲における最大着地濃度とその出現位置を求めるもの。
B2	ケース	笠間換気所を中心とした概ね2kmの範囲における最大着地濃度とその出現位置を求めるもの。

なお、大気質予測について、A1～B2はトンネル換気計算4ケースのうち2ケース、A0は1ケースについて実施するものとする。

2-2-2 騒音予測

騒音予測とは、「道路環境影響評価の技術手法」に掲載されている手法（ASJ RTN-Model 2023）を用いて、沿道地域における自動車の走行に伴う等価騒音レベル(L_{Aeq})の予測を行うことをいう。

予測に必要な道路条件、交通条件については、監督員が提示する設計図面、交通量、走行速度等に基づき適切に設定する。

なお、監督員が提示する騒音対策規模の条件で予測計算を行い、昼間・夜間別予測値を算出する。予測値算出にあたっては、影響要因別に整理する。

騒音予測の区分及び内容は下表のとおりとする。

区分	単位	内 容
A 0	ケース	700m 四方位程度の範囲を対象として、騒音平面分布図を作成するもの。予測高さは地表面から 1.2m及び 4.2mとする。音源は JCT（既供用区間を含む）全体を平面的に配置する。
A 1	ケース	横浜環状南線のトンネル坑口に挟まれた掘割、高架、切土構造の区間（本線延長約 3 0 0 m、街路 2 路線含む）において、アセス予測位置における用地境界及び 20 m地点（両側）の予測値を求めるもの。予測高さは地表面から 1.2m及び 4.2mとする。なお、騒音対策工は監督員が提示する条件とする。音源は平面的に配置する。
A 2	ケース	横浜環状南線のトンネル坑口に挟まれた掘割構造のインターチェンジ区間（本線延長約 1, 0 0 0 m、ランプ及び街路 1 路線含む）において、アセス予測位置における用地境界及び 20m地点（両側）の予測値を求めるもの。予測高さは地表面から 1.2m及び 4.2mとする。なお、騒音対策工は監督員が提示する条件とする。音源は平面的に配置する。
A 3	ケース	横浜環状南線のトンネル坑口から掘割、盛土（擁壁）構造となる区間（本線延長約 3 0 0 m）において、アセス予測位置における用地境界及び 20m地点（両側）の予測値を求めるもの。予測高さは地表面から 1.2m及び 4.2mとする。なお、騒音対策工は監督員が提示する条件とする。音源は平面的に配置する。

2-2-3 振動予測

振動予測とは、「道路環境影響評価の技術手法」に掲載されている手法等を用いて、横浜環状南線沿道地域における自動車の走行に伴う振動レベル(L_{10})の予測を行うことをいう。

予測条件については、監督員が提示する設計図面、交通量、走行速度、地盤条件等に基づき適切に設定し、予測式を用いて昼間、夜間別の振動レベルを算出する。予測値算出にあたっては、影響要因別に整理する。

振動予測の区分及び内容は下表のとおりとする。

区分	単位	内 容
A 1	ケース	高架部（平面道路併設）のアセス予測位置（断面）における用地境界（両側）での予測値を求めるもの。
A 2	ケース	掘割部（ランプ及び平面道路併設）のアセス予測位置（断面）における用地境界（両側）での予測値を求めるもの。
A 3	ケース	掘割部のアセス予測位置（断面）における用地境界（両側）での予測値を求めるもの。

2-2-4 低周波音予測

低周波音予測とは、「道路環境影響評価の技術手法」に掲載されている手法等を用いて、横浜環状南線沿道地域における自動車の走行に伴う低周波音圧レベルの予測を行うことをいう。

予測条件については、監督員が提示する設計図面、交通量に基づき適切に設定し、予測式を用いて地上高さ 1.2mにおける 1~80Hzの 50%時間率音圧レベル (L_{50}) 及び 1~20Hzの G 特性 5%時間率音圧レベル (L_{G5}) を算出する。

低周波音予測の区分及び内容は下表のとおりとする。

区 分	単 位	内 容
A 1	ケース	高架部のアセス予測位置（断面）における用地境界（両側）での予測値を求めるもの。

2-2-5 打合せ

本業務における打合せの回数は、業務内容確認検査を含めて4回程度実施するものとし、打合せ場所は「東日本高速道路（株）関東支社 横浜工事事務所」とする。打合せの検測数量は1式とし、履行状況により打合せ回数が増減しても、打合せ費用の変更は行わないものとする。

ただし、業務内容に大幅な追加、変更が生じた場合には、打合せ回数の増減に伴う費用について、別途監督員と協議する。

また、打合せ方式について、対面式からオンライン方式に変更する場合がある。なお、変更になった場合の費用については、別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2-2-6 交通費・宿泊費

交通費・宿泊費とは、2-2-5「打合せ」に要する交通費・宿泊費をいう。

なお、打ち合わせが対面式からオンライン方式に変更になった場合の費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2-3 成果品

共通仕様書1-45-5標準提出部数に示す報告書(紙)はA4両面で出力のうえ製本仕上げとし、表紙は青色及び金文字とする。

成果品の作成（紙、電子データ）に要する費用は、関連する項目に含むものとし、下表のとおり作成するものとする。

項目	監督員	NEXCO総研	備考
報告書（紙）	1部	-	
報告書（電子データ）	2部	1部	

様式－1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)
(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)
(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)
(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)

以 上

横浜環状南線 環境影響照査業務 設計工程表（案）

【様式－2】

1 照査業務

項 目	日 程	作業内容	〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			備 考
			10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	
1. 照査計画		余裕期間60日間まで																																		
2. 既往資料（貸与資料）の確認・整理																																				
3. 技術業務																																				
大気質予測 トンネル換気計算		基本条件整理																																		
		トンネル風量風圧計算																																		
大気質予測 A〇～A3、B1、B2		基本条件整理																																		
		予測計算																																		
騒音予測 A〇～A3		基本条件整理																																		
		予測計算																																		
振動予測 A1～A3		基本条件整理																																		
		予測計算																																		
低周波予測 A1		基本条件整理																																		
		予測計算																																		
4. 照 査																																				
5. 報告書作成																																				
6. 監督員による成果品確認																																				
7. 電子成果品作成																																				
8. 打合せ																																				
9. 業務検査・完了検査																																				

業務内容確認検査 完了検査

2 貸与資料

項 目	日 程	貸与品	貸与時期	備考	〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			備 考
					10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	
1. 横浜環状南線 環境影響予測検討業務		報告書	契約締結後	電子データ																															
2. 横浜環状南線 騒音予測検討業務		報告書	契約締結後	電子データ																															

3 部分使用

項 目	日 程	実施の有無	実施時期	備考	〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			備 考
					10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	
1. 大気質予測																																			
トンネル換気計算	1ケース	有 ・ 無	〇年〇月																																
A1～A3	各1ケース	有 ・ 無	〇年〇月																																
B1～B2	各1ケース	有 ・ 無	〇年〇月																																
2. 騒音予測																																			
A1～A3	各1ケース	有 ・ 無	〇年〇月																																
3. 振動予測																																			
A1～A3	各1ケース	有 ・ 無	〇年〇月																																
4. 低周波予測																																			
A1	1ケース	有 ・ 無	〇年〇月																																

4 関係機関協議

項 目	実施の有無	実施時期	対応者	〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			凡 例
				10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	
①交差管理者協議																																		
道路	有 ・ 無	〇年〇月	発注者																															
河川	有 ・ 無	〇年〇月	発注者																															
用水路	有 ・ 無	〇年〇月	発注者																															
排水路	有 ・ 無	〇年〇月	発注者																															
水道	有 ・ 無	〇年〇月	発注者																															
②警察協議	有 ・ 無	〇年〇月	発注者																															
③地元協議	有 ・ 無	〇年〇月	発注者																															
④その他懸案事項協議	有 ・ 無	〇年〇月	発注者																															

5 その他懸案事項

項 目	実施の有無	実施時期	対応者	〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			凡 例
				10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	
①〇〇に関する技術的検討	有 ・ 無	〇年〇月	受注者																															
②〇〇に関する技術的判断	有 ・ 無	〇年〇月	発注者																															

6 協議内容、結果等

協議内容経緯等	〇月〇日 ①協議場所、出席者	〇月〇日 ①協議場所、出席者	〇月〇日 ①協議場所、出席者	〇月〇日 ①協議場所、出席者
	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果

- ※作成上のポイント（記載内容は作成例であるため、共通仕様書及び特記仕様書の記載を確認の上作成すること）
- 適切な工程管理（履行期間の確保）を図ることを目的とする。
 - 関連する調査業務や設計業務ならびに関係機関協議による資料入手や条件提示等の遅れが履行期間を圧迫することがないよう、資料入手・条件提示・対外協議の期限を明確化する。
 - 協議時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、打合せ時期・内容に工程上の遅れがないか確認する。
 - 照査の時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に合致した照査作業が実施されているか確認する。
 - 本工程表は作業計画書に添付するとともに、発注者と受注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することで設計ミスの防止、品質の確保を図る。
 - なお、本書式は固定のものではない。上記趣旨を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用することを基本とする。

- ※作成時の留意事項
- 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと。
 - 協議待ちによる遅延の場合工程上のクリティカルを明示すること。
 - 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。